

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 基本的施策(第7条～第9条)
- 第3章 施設の整備等(第10条～第14条)
- 第4章 特別特定建築物における義務等(第15条～第18条)
- 第5章 推進指針等(第19条・第20条)
- 第6章 雑則(第21条～第23条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、誰にもやさしいまちづくりについて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、住む人、訪れる人、誰もが個人として尊重され、自らの意思で自由に行動し、等しく社会活動に参加する機会を有し、相互に支えあい、様々なふれあいや交流のなかで、安全に安心して快適に心ゆたかに過ごすことができるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「施行令」という。)の例による。

- (1) 高齢者、障がい者等 高齢者、障がい者、妊産婦、子どもその他日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者をいう。
- (2) 移動等円滑化 高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- (3) 公共的施設 特定建築物、公共交通機関の施設、道路、公園その他多数の者の利用に供する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する施行令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- (5) 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定めるものをいう。
- (6) 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で施行令で定めるものをいう。
- (7) 建築物移動等円滑化基準 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する施行令で定める基準をいう。
- (8) 移動等円滑化経路 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路をいう。
- (9) 公共的車両 多数の者の利用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。
- (10) 公共的工作物 多数の者の利用に供する信号機、案内標識その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。

(平18条例27・令3条例9・一部改正)

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づき、相互に協力し、及び連携し、一体となって誰にもやさしいまちづくりを推進するものとする。

- (1) 誰もが安心して心ゆたかに過ごせるようお互いを理解し、尊重し、支えあう心を育てること。
- (2) 誰もが安全に快適に過ごせるよう利用しやすい施設や生活環境を整備すること。

(市の責務)

第4条 市は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者の誰にもやさしいまちづくりに関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、必要に応じて支援するものとする。
- 3 市は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、誰にもやさしいまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に誰にもやさしいまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する誰にもやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、誰にもやさしいまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に誰にもやさしいまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する誰にもやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

3 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(支えあう心の育成)

第7条 市は、誰にもやさしいまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深め、相互に支えあう心を育成するため、市民意識の高揚、教育の充実、ふれあいや交流の促進その他必要な施策の推進に努めるとともに、あらゆる分野の施策の推進にあたって、高齢者、障がい者等に配慮するものとする。

(地域福祉の推進等)

第8条 市は、誰もが健康で生きがいをもって安心して過ごすことができるよう地域福祉の推進、子どもが健やかに育つ環境の整備、ボランティア活動の促進、健康づくり活動の充実、福祉、保健及び医療サービスの充実その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(安全の確保等)

第9条 市は、誰もが安全に快適に過ごすことができるよう消防、防災、交通安全その他日常生活及び社会生活における安全の確保に努めるとともに、情報の提供、地域ぐるみの雪対策、個人の特性に応じたサービスの提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

第3章 施設の整備等

(公共的施設の整備)

第10条 公共的施設を建築(新築、増築、改築及び用途を変更することをいう。以下同じ。)し、新設し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをしようとする者は、当該施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的工作物の整備)

第11条 公共的工作物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(交通環境の整備)

第12条 市は、高齢者、障がい者等が安全に安心して移動できるよう公共交通機関を中心とした交通体系の整備、公共的施設への移動経路の整備その他必要な施策の推進に努めるものとする。

2 公共的車両を所有し、又は管理する者は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅及び居住環境の整備等)

第13条 市民は、その所有する住宅を現在及び将来にわたって安全に快適に生活できるよう整備及び維持に努めるものとする。

2 市民は、その居住する地域において、高齢者、障がい者等に配慮した居住環境の整備及び維持に努めるものとする。

3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障がい者等が安全に快適に生活できるよう配慮された住宅の供給及び居住環境の整備に努めるものとする。

(認定証の交付)

第14条 市長は、市民及び事業者が公共的施設等(公共的施設、公共的工作物及び公共的車両をいう。)を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備していると認めるとき、又は市長が別に定める基準に適合するサービスを提供していると認めるときは、規則で定めるところにより、証票(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 認定証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第4章 特別特定建築物における義務等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第15条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 学校(施行令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。)

(2) 共同住宅

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(施行令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。)

(平18条例27・一部改正)

(特別特定建築物の建築の規模)

第16条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物(前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。)の建築の規模は、別表の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ床面積(増築若しくは改築又は用途

の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表右欄に掲げる数値であることとする。

(平18条例27・一部改正)

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第17条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げるものとし、構造及び配置に関する基準は、規則で定める。

- (1) 階段
- (2) 便所
- (3) 浴室等(浴室又はシャワー室をいう。)
- (4) ホテル又は旅館の客室
- (5) 移動等円滑化経路

2 施行令第10条第2項の規定による条例対象小規模特別特定建築物についての法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項並びに構造及び配置に関する基準は、前項の規定によるもののほか、施行令第11条から第14条まで、第17条から第19条まで及び第21条から第25条までに定めるところによる。

(平18条例27・令3条例9・令6条例38・一部改正)

(適用除外)

第18条 第15条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障がい者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

第5章 推進指針等

(推進指針)

第19条 市長は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 誰にもやさしいまちづくりに関する目標
- (2) 誰にもやさしいまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、市民及び事業者が一体となって誰にもやさしいまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、誰にもやさしいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために重要な事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する高山市誰にもやさしいまちづくり推進会議に諮るものとする。

(誰にもやさしいまちづくり推進会議)

第20条 誰にもやさしいまちづくりの推進について調査審議するため、高山市誰にもやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 推進指針に関すること。
- (2) 認定証の基準に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、誰にもやさしいまちづくりの推進に関すること。

3 推進会議は、必要に応じ、誰にもやさしいまちづくりの推進について、関係者から意見を聴くことができる。

4 推進会議は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 事業者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

6 委員は、非常勤とする。

7 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 推進会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

9 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

10 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6章 雑則

(調査研究)

第21条 市は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、誰にもやさしいまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる状況であるかを把握するとともに、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則(平成18年12月22日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月3日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成24年9月11日条例第5号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日条例第38号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表(第16条関係)

(平18条例27・平19条例9・平24条例5・一部改正)

特別特定建築物	床面積の合計
学校	規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
郵便局、銀行	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	500平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
集会場又は公会堂	1,000平方メートル
展示場	
体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
ホテル又は旅館	

備考 この表中「郵便局」とは、日本郵便株式会社又は郵便保険会社の営業所をいう。